

平成23年4月27日（水）  
愛知県産業技術研究所  
山本、来川、井野口  
電話 0566-24-1841  
愛知県産業労働部地域産業課  
加納、加藤(久)、津本  
内線 3360, 3361  
ダイヤルイン 052-954-6340

## 工業製品に関する放射線量測定の実施について

県内の製造企業等に対して、製品の輸出先から放射線量測定値の添付を求められる事案が生じております。このため、愛知県産業技術研究所では、平成23年4月28日から、工業製品の放射線量測定及び成績書の発行を開始いたします。

### 1 実施機関

愛知県産業技術研究所  
刈谷市恩田町一丁目157番地1

### 2 測定対象

県内に事業所を有する企業が製造または出荷する工業製品で、海外取引などで放射線量の測定が必要とされるもの（食品及び液体は除く）。

### 3 対象者

次の基準に該当する製造企業等（県内に事業所を有する企業に限る）。

- (1) 取扱工業製品について、輸入国が輸出前検査を通関の条件としている。
- (2) 輸出相手企業又は代理店から、輸出工業製品について、測定値を求められている。
- (3) その他、取扱工業製品について、輸出前に放射線量測定を行っておく特段の理由がある。

### 4 手数料

当分の間、無料で実施します。

### 5 測定方法

- ・放射線量測定装置（GMサーベイメータ<sup>\*1</sup>又はシンチレーションサーベイメータ<sup>\*2</sup>）を用いて測定します。

- ・放射線量測定装置は変更することがあります。
- ・測定単位：cpm<sup>※3</sup>又は $\mu$ Sv/h<sup>※4</sup>

## 6 成績書

- ・結果については、所定の成績書を発行します。
- ・英語の成績書が必要な場合は、翻訳書作成の手数料（1,900円）が必要です。

## 7 その他

- (1) 当面、企業へ出向いて検査を行います。
- (2) 測定対象物は、大きさが1m×1m×1m以下、重さは30kg以下の工業製品となります。
- (3) 測定数は、当面、原則として、1企業当たり5試験体までとさせていただきます。
- (4) 測定をご依頼の際は、事前に電話にてお申し込みください。

## 8 問い合わせ及び申し込み先

愛知県産業技術研究所 工業技術部 来川、天野  
 〒448-0013 刈谷市恩田町一丁目157番地1（地図は以下を参照）  
 電話：0566-24-1841 FAX：0566-22-8033  
 URL <http://www.aichi-inst.jp/>



### 【アクセス】

自動車：国道23号線（知立バイパス）上重原ICから約2分

徒歩：名古屋鉄道一ツ木駅から約800m、10分

タクシー：名古屋鉄道知立駅より約2km、10分、JR刈谷駅より約2.5km、12分

※1 GMサーベイメータ

放射線量を測定するための計器。ガイガーカウンタとも呼ばれる。検知部に放射線が入射する時に発生する放電を利用して放射線量を測定する。

※2 シンチレーションサーベイメータ

放射線量を測定するための計器。検知部に放射線が入射する時に発生する光を利用して放射線量を測定する。

※3 cpm (counts per minute)

放射線量を表す単位。GMサーベイメータにより測定した1分間当たりの放射線量。

※4  $\mu\text{Sv/h}$  (micro Sievert per hour)

1時間当たりの人体への被爆の大きさを表す単位。人体への影響は、放射線（アルファ線、ベータ線、ガンマ線等）の種類により異なるため、被爆した放射線量と種類から数値が算出される。



GMサーベイメータ



シンチレーションサーベイメータ